

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年 8 月12日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 興三
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町 1 番地
【電話番号】	(072)282 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部財務部長 山本 博之
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町 1 番地
【電話番号】	(072)282 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部財務部長 山本 博之
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成28年 5 月12日
【発行登録書の効力発生日】	平成28年 6 月11日
【発行登録書の有効期限】	平成30年 6 月10日
【発行登録番号】	28 - 近畿 2
【発行予定額又は発行残高の上限】	0 円 (注) 1 96,000,000,000円 (注) 2 (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額の上限額です。
【発行可能額】	0 円 (注) 1 96,000,000,000円 (注) 2 (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額の上限額です。
【効力停止期間】	該当なし。
【提出理由】	臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定による）、臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定による）及び臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定による）を平成28年8月12日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成28年5月12日付で提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 （東京都港区芝浦一丁目2番3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。